

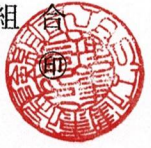
公 告 第 16 号

令和 4 年 4 月 1 日

J A S T 健 康 保 険 組 合

理事長

平林 武昭



組合同規約一部変更について

J A S T健康保険組合の規約の一部変更について、令和 4 年 3 月 18 日付で近畿厚生局長により認可されましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき公告いたします。

記

変更理由

第 34 条、第 42 条の一部については、令和 3 年 11 月 9 日付で健康保険組合連合会から通知を受け、軽微な修正を反映したため。

第 27 条、第 42 条、第 57 条については、健保組合運営の実態に即するようにするため。

以上

新旧対照表

規約	
新	旧
第1条～第26条 略 (理事、理事長及び監事の選挙) 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。	第1条～第26条 略 (理事、理事長及び監事の選挙) 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。 <u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u>
第28条～第33条 略 (常務理事及びその職務) 第34条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。	第28条～第33条 略 (常務理事及びその職務) 第34条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>処理</u>する。
第35条～第41条 略 (組合員の範囲) 第42条 この組合は、<u>第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下、法第3条第4項の規定による被保険者を「任意継続被保険者」という。）を含む。）を組合員の範囲とする。</u> (1) 組合の設立事業所との間で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所	第35条～第41条 略 (組合員の範囲) 第42条 この組合は、<u>全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</u> (1) 組合の設立事業所との間で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所
第43条～第56条 略 (埋葬料（費）付加金) 第57条 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項、<u>第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として50,000円を支給する。</u> ただし、法第100条第2項に該当する場合	第43条～第56条 略 (埋葬料（費）付加金) 第57条 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として50,000円を支給する。 ただし、法第100条第2項に該当する場合

は、埋葬費と埋葬費付加金とを合算した額が 埋葬に要した費用を超えない額とする。 第58条～第60条 略 附 則 この規約は、認可の日から施行する。	は、埋葬費と埋葬費付加金とを合算した額が 埋葬に要した費用を超えない額とする。 第58条～第60条 略
--	---